

平成口蹄疫と明治の結核牛

薬学雑誌 1904 年度(明治 37 年) 236 頁, 327 頁

神戸牛が有名なのは味ではなくて、明治初めに外国人が多く、圧倒的な生産量を誇っていたからだ。ちなみに兵庫県で明治 36 年の 1 年間に屠殺したのは牛 21,216 頭、馬 170、羊 889、豚 3,817、計 26,092 頭。

この年、畜牛結核予防法が施行され、11 月、神戸市では 1 か月かけてツベルクリンによる初めての結核検査をした。その結果、1,005 頭中、健牛 595、病牛 376、疑似 66、猶予 59。驚くべき高率である。ヒト型結核菌とウシ型結核菌は、人畜共に感染するから口蹄疫より怖い。しかし、薬誌の認識は「若し家畜結核菌が人類に病毒を伝ふるものとすれば厳密なる取締を要すべきものとす」という程度だった。

この後どうしたか？ 今なら全 1,005 頭を殺廃棄だが、病牛だけでも処分したのだろうか？

処分や騒動の記事は見つからない。牛結核は突然発生したものではないから、少なくともこの年までは結核牛を普通に食べていた。このあとも具体的対処法が通達されるまでは、

衰弱牛でもない限り流通していたのではあるまいか。

その代わり、兵庫県はこの検査の結果から牛乳の規制に乗り出した。健牛と結核牛の乳汁を混ぜて消毒したものに非ざれば販売してはいけないとする。しかし加熱滅菌すると不快臭が生じたらしく、外国人などから苦情が出た。それに対し、薬誌翌月号は「当局が規則を改正し、従来の飲食品の性質を改むるには、一般需要者をして満足を与ふることを肝要なりとす」と、これまた長閑である。

一方、平成口蹄疫の対処法はすさまじい。しかし感染力は強いといっても大抵回復し、ましてやヒトにはうつらないという。つまり、症状自体の怖さと感染防止の厳格さとは別問題なのだ。あの厳しさは「清浄国」へのこだわり(とそのため法令順守)が大きい。しかし周辺に非清浄国があるのだから、また発生するだろう。そのたびに半径 10 km 以内の健康家畜を大殺戮して埋めていいのだろうか。経済的にも動物倫理的にも異常である。口蹄疫を国際協約や国内法の対象疾患からはずすことは不可能だろうか。明治の鈍感さは問題だが、発生しても健康牛豚なら食べるという常識が生きる対策はないものか。

小林 力